三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例

三浦市企業等立地促進条例 (平成17年三浦市条例第2号) の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| 三浦市市民交流拠点整備 | 初声町下宮田字長作の区域のうち、市長が |
|-------------|---------------------|
| 事業用地 | 告示する区域 |
| 三崎漁港(本港地区及び | 三崎五丁目の区域のうち、市長が告示する |
| 新港地区) | 区域 |

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年6月15日提出

指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
 - 間口漁港駐車場
 - 間口漁港漁具保管修理施設
 - 間口漁港道路
- 2 指定管理者となる団体の名称
 - みうら漁業協同組合
- 3 指定の期間
 - 三浦市漁港管理条例の一部を改正する条例(令和5年三浦市条例第5号)
 - の施行の日から令和15年3月31日まで

令和5年6月15日提出

令和5年度三浦市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度の三浦市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,746千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,655,609千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | <u> </u> |
|----------|---------|--------------|----------|--------------|
| 14 国庫支出金 | | 2, 610, 349 | 329, 288 | 2, 939, 637 |
| | 2 国庫補助金 | 400, 910 | 329, 288 | 730, 198 |
| 18 繰入金 | | 512, 192 | 1, 458 | 513, 650 |
| | 1 基金繰入金 | 512, 192 | 1, 458 | 513, 650 |
| 20 諸 収 入 | | 195, 079 | 1,000 | 196, 079 |
| | 5 雑 入 | 111, 135 | 1,000 | 112, 135 |
| 歳 入 | 合 計 | 18, 323, 863 | 331, 746 | 18, 655, 609 |

2 歳 出 (単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|--------------|----------|--------------|
| 2 総 務 費 | | 3, 231, 732 | 2, 764 | 3, 234, 496 |
| | 1 総務管理費 | 2, 814, 650 | 2, 764 | 2, 817, 414 |
| 3 民生費 | | 6, 547, 559 | 205, 791 | 6, 753, 350 |
| | 1 社会福祉費 | 3, 827, 157 | 203, 285 | 4, 030, 442 |
| | 3 生活保護費 | 1, 398, 395 | 2, 506 | 1, 400, 901 |
| 4 衛 生 費 | | 2, 282, 420 | 480 | 2, 282, 900 |
| | 1 保健衛生費 | 623, 432 | 480 | 623, 912 |
| 6商工費 | | 231, 633 | 90, 000 | 321, 633 |
| | 1商工費 | 231, 633 | 90, 000 | 321, 633 |
| 8 消 防 費 | | 941, 189 | 1,004 | 942, 193 |
| | 1消防費 | 941, 189 | 1,004 | 942, 193 |
| 9 教 育 費 | | 904, 659 | 31, 707 | 936, 366 |
| | 4 学校給食費 | 192, 658 | 31, 707 | 224, 365 |
| 歳 出 | 合 計 | 18, 323, 863 | 331, 746 | 18, 655, 609 |

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町小網代
- 2 氏 名 関 本 友 一
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町小網代
- 2 氏 名 石 渡 秀 樹
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町毘沙門
 - 2 氏 名 鈴 木 政 一
 - 3 生年月日
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町金田
- 2 氏 名蛭田信一
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 三浦市南下浦町上宮田

2 氏 名 長 島 博

3 生年月日

4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 三浦市南下浦町菊名

2 氏 名 森 浩 一

3 生年月日

4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市宮川町
- 2 氏 名宮川隆一
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町上宮田
- 2 氏 名 金 子 修 一
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市原町
- 2 氏 名下里隆一
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町三戸
- 2 氏 名 長谷川 浩 和
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪
- 2 氏 名草間尚樹
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪
- 2 氏 名 杉 野 和 樹
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪
- 2 氏 名 鈴 木 昭 一
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町高円坊
- 2 氏 名 鈴 木 靖 浩
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町和田
- 2 氏 名安田政弘
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町和田
- 2 氏 名 角 田 博 保
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町諸磯
- 2 氏 名 三 堀 淳 一
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町下宮田
- 2 氏 名 山 田 光 昭
- 3 生年月日
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町下宮田
- 2 氏 名 石 橋 むつみ
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第6項に該当する者 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎二丁目
- 2 氏 名神田眞弓
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第6項に該当する者. 令和5年6月26日提出

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪
- 2 氏 名草間道治
- 3 生年月日
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者 令和5年6月26日提出